農家の皆さんの
働く環境の改善を支援します

すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金のご案内

黒石市は、農家の皆さんの「働く環境の改善」と「省力機械等の導入」を推進するため、

- ○園芸施設の整備
- ○スマート農業機械等の導入
- ○省力化機械および農作物用の加工機械の導入
- ○防風ネットの張替
- ○園地内の作業環境整備
- ○水路泥上げ等の事業委託
- ○小規模水路・側溝の製品化

の経費を補助します。補助金の詳細については次ページをご覧ください。
また、補助金へのご質問等があれば、農地林務係までお問い合わせください。

募集期間 令和７年４月10日(木) ～

お問い合わせ 黒石市 農林課 農地林務係 0172-52-2111(内線656・657)

黒石市HP (http://www.city.kuroishi.aomori.jp)内で 農業くろいし 検索 でもご覧になれます

すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金について

1．事業の概要

農家の皆さんの労働と経営の基盤である農地・農業用施設における「働く環境の改善」と「省力機械等の導入」に要する事業経費を補助します。

2．事業の募集期間

令和７年４月10日(木) ～

3．対象となる事業と補助率・補助上限額

①	園芸施設の整備	：事業経費の1/3（上限　60万円）※2
②	スマート農業機械等の導入	：事業経費の1/3（上限100万円）※3
③	省力化機械及び農作物用の加工機械の導入	：事業経費の1/3（上限　50万円）※3
④	防風ネットの張替	：事業経費の1/3（上限　20万円）※3
⑤	園地内の作業環境整備	：事業経費の1/3（上限　20万円）※3
⑥	水路泥上げ等の事業委託	：事業経費の1/3（上限　10万円）※3
⑦	小規模水路・側溝の製品化	：事業経費の1/3（上限　10万円）※3

注１）各事業には電気供給設備の整備費用など、補助対象とならないものがあります。

注２）「園芸施設の整備」は、市が指定する振興作物の栽培または有機栽培・特別栽培に取り組む場合、補助率を「３分の２」、補助上限を「１２０万円」とします。

注３）「園芸施設の整備」以外の事業は、有機栽培・特別栽培に取り組む場合、補助率を「２分の１」とします。

4．事業の対象者

次に掲げる要件を全て満たす個人または法人であること

(1) 市内に住所を有し、農業収入を得ている農業経営体等であること

(2) 地域計画の登載者であること

(3) 収入保険等各種保険事業の加入者であること

(4) 次に掲げる市税等の滞納がない者であること

ア　個人である場合には、補助対象者に課税されている市県民税、固定資産税および国民健康保険税

イ　法人である場合には、補助対象者に課税されている法人市民税、固定資産税および軽自動車税

注）対象事業のうち、⑤、⑥、⑦については中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動組織および多面的機能支払制度に係る活動組織でないこと。

5．申請の方法

黒石市農林課の窓口または下記のホームページで配布されている申請様式に添付書類を添えて、黒石市農林課農地林務係まで提出してください。

注意事項

補助金の総額には上限があります。上限を超える申請があった場合、補助金の申請をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

すべての人が働きやすいグランファーム補助金　検索

ホームページ：http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/nougyou/g-farm-hojokin.html
お問い合わせ：黒石市 農林課 農地林務係 ☎0172-52-2111 平日8：15～17：00
E-mail:kuro-nourin@city.kuroishi.aomori.jp

ホームページはコチラ！